

安全・美化・健康だより

会員の皆様には、日頃より安全意識の向上に努めていただいているところではございますが、令和7年度1月末時点での就業中および就業途上での損害事故及び傷害事故が下記のとおり発生しております。前年度の事故件数8件に比べ2件減少しておりますが、重篤事故は増加しております。事故事例を参考にいただき、「安全第一」を心がけ、事故が1件でも減少出来るよう事故防止に努めていただきますようお願いいたします。

令和7年度行田市シルバー人材センター事故発生状況

	件数	事 例
損害賠償事故	4	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレを清掃中、水洗トイレのタンクの水が出る器具の破損 ・刈り払い機を使用しての草刈り作業中、飛び石による車両の窓ガラス破損事故（他1件） ・飛び石による一般家屋の窓ガラス破損事故
傷害事故	2	<ul style="list-style-type: none"> ・就業途上における自転車による転倒事故（2件）

1 『転倒予防について』

転倒しやすい原因としては、体や感覚の衰えといった「身体的な要因」があげられます。加齢に伴う筋力の衰え、老眼や白内障などの視力の低下により、日常生活の状況が把握しづらくなるためです。また、姿勢を維持する平衡感覚などの低下によってわずかな段差などでもつまずきやすくなるほか、歩行速度が落ち歩幅が狭くなり、転倒しやすくなります。会員の皆様には就業中、就業途上に関わらず、ご自身の体調の把握や体力維持のため適度な運動を行うことで転倒予防に繋がります。



2 『インフルエンザの予防について』

インフルエンザとは、38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛など全身の症状が急に現れ、高齢の方は肺炎を伴など重症化することがあります。インフルエンザは、主に、咳やくしゃみの際に口から発生する小さな水滴（飛沫）によって感染します。

- ①他の人に向けて咳やくしゃみをしない。
- ②咳やくしゃみが出るときはマスクをする。
- ③外出先から帰宅事の際には、手洗いやアルコール製剤による手指の消毒をしましょう。

3 『自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入について』

交通事故の原因となるような、悪質・危険な違反行為や歩行者や他の車に危険を生じさせる違反行為があった場合、取締りの対象となり令和8年4月1日から反則金の納付（青切符）が適用されます。取締り事の手続きの種類には赤切符もあります。



・青切符と赤切符の主な違反内容

切符の種類	手続き	主な違反内容
青切符	反則金の納入	信号無視・指定場所一時不停止・通行区分違反（右側通行歩道通行等）・通行禁止違反・遮断踏切立入り 歩道における通行方法違反・制動装置不良自転車運転 携帯電話使用等・公安委員会遵守事項違反（傘差し）
赤切符	刑事手続	酒酔い運転・妨害運転

(警察庁参照)

2026年4月1日から



自転車への 交通反則通告制度(青切符) の導入

交通反則通告制度とは、一定の交通違反に対して交通反則告知書(青切符)が交付され、反則金を任意に納付したときは、刑事手続きに移行することがなく、起訴されない制度です。自転車の交通事故・違反検挙件数が増加する中、交通反則通告制度の導入は、簡易迅速な処理と実効性のある責任追及を可能とします。

青切符の対象となる違反行為の例と反則金(16歳以上が対象)

<p>携帯電話の使用等(保持)</p>  <p>12,000円</p>	<p>信号無視</p>  <p>6,000円</p>	<p>車道の右側通行</p>  <p>6,000円</p>
<p>一時不停止</p>  <p>5,000円</p>	<p>並進</p>  <p>3,000円</p>	<p>二人乗り</p>  <p>3,000円</p>

悪質・危険とされている違反行為、歩行者や他の車両に危険を生じさせる違反行為、警告されても違反を続ける行為は、取締りの対象となります。

自転車ヘルメットは事故が起きてからでは遅いです。

人も車も自転車も
安全・安心 埼玉県

埼玉県
マスコット



「コバトン」「さいたまっち」